相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市開成二丁目一九番、最後の住所福島県郡山市字下亀田八番地の一　被相続人　亡　川嶋　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

福島県郡山市麓山一丁目二番一三号　相続財産管理人　弁護士　渡邊　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市城北四丁目二八番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　茶谷垣内正宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

栃木県栃木市旭町一四―一六梁島ビル二階　佐藤勝法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福田　公子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市古城町一丁目一五番地九、最後の住所埼玉県白岡市実ケ谷一一一番地五　被相続人　亡　新名　満男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一　ＷＡＤＡ８　三〇一　四つ葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　濵田左千子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市緑区誉田町二丁目二一番地、最後の住所千葉市若葉区若松町九〇番地の四　被相続人　亡　所　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩四丁目一〇五八番地、最後の住所東京都江戸川区南小岩四丁目六番一四号　被相続人　亡　石塚美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷四丁目四三番地、最後の住所東京都港区新橋六丁目一九番二号新橋さくらの園　被相続人　亡　海江田祐爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西一之江四丁目七五〇番地、最後の住所東京都江戸川区西一之江四丁目一番二三―四〇五号ライオンズマンション一之江　被相続人　亡　八武崎平三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市八幡野八九七番地四、最後の住所東京都昭島市美堀町二丁目六番一三号　被相続人　亡　山下美千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都立川市曙町一―三〇―二一立川井上ビルＢ一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ　相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区江戸川五丁目三七番地一四、最後の住所東京都江戸川区北小岩二丁目三番五号北小岩ハイツ　被相続人　亡　網谷　正衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都千代田区六番町六番地二〇グランドメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区弥生台九番地一、最後の住所横浜市泉区弥生台九番地一グリーンハイム弥生台一四棟四〇二号　被相続人　亡　野原　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区台町一一番地三〇、最後の住所神奈川県逗子市逗子七丁目六番一一号　被相続人　亡　木村　博惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地大和土地建物第三ビル四〇一Ａ　相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡福崎町福崎新一七五番地、最後の住所横浜市金沢区能見台二丁目一九番地三　被相続人　亡　後藤さかゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

横浜市中区相生町一―一五　第二東商ビル五階　相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

商号変更のお知らせ

平成二十八年三月三十日開催の第六十四期定時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

新商号　ダイトロン株式会社
旧商号　ダイトエレクトロン株式会社
変更年月日　平成二十九年一月一日

平成二十八年十月二十五日

大阪市淀川区宮原四丁目六番一一号　ダイトエレクトロン株式会社　代表取締役　前　績行